

「甌島準住民割引運賃カード（介護用）」交付について（お知らせ）

甌島地域外に居住されている介護のために来訪される皆様へ

令和5年2月1日から有人国境離島法に係る航路運賃低廉化事業により特定有人国境離島住民に「準ずる者」（以下「準住民」という。）に介護のために来訪される方が対象になりました。

運賃割引を受けるためには、所定の手続きを行い、「甌島準住民割引運賃カード」（以下「準住民カード」という。）の交付を受ける必要があります。

1 対象 要介護認定等を受けている甌島地域の住民を介護するために、甌島地域を反復継続的（年6回以上）に来訪する親族の方。

※ 配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母

ただし、施設入所者への面会のための来訪については対象外となります。

2 申請窓口 経済シティセールス部経済政策課及び甌島振興局、下甌支所地域振興課

3 申請書類 申請書の様式は、申請窓口にて用意しております。また、本市ホームページからもダウンロードできます。

4 提出書類

提出書類	確認内容
(1) 甌島準住民割引運賃カード交付申請書（介護用）	記入事項（要押印） ※ <u>年6回以上の来訪計画</u>
(2) 要介護認定者等の介護保険被保険者証、介護認定結果通知書、介護区分変更通知書のいずれかの写し	要介護認定又は要支援認定を受けている要介護認定者等であること、要介護認定者等の氏名、生年月日、住所
(3) 要介護認定者等と申請者との関係が確認できる戸籍謄本や戸籍抄本一式	要介護認定者等と申請者が親族関係であること
(4) 申請者の免許証、マイナンバーカード、住民票等	申請者の氏名、生年月日、住所
(5) 委任状（申請者が本人以外の場合）	記入事項（要押印）

5 交付手続 申請書類を受理後、本庁経済政策課で審査を行い、後日、「準住民カード（介護用）」を交付（郵送）します。

6 使用方法 準住民カードを交付された方は、有効期限内において対象航路を利用する際に、運航事業者の乗船券販売窓口にて準住民カード（介護用）を提示することにより、準住民割引運賃で乗船券を購入することができます。

7 来訪報告 準住民として来訪された場合は、報告の必要があります。（郵送可）

(1) 介護による来訪実績報告書

(2) 来訪した準住民の方の氏名、乗船日が記載された乗船証明書又は領収書の往復分原本

8 留意事項 準住民カード（介護用）の有効期限内に反復継続的（年6回以上）来訪されなかった場合は、原則カードの更新ができません。また、割引運賃が返納の対象となる場合があります。

【準住民割引運賃例（片道・中学生以上の場合）】 ※ 令和7年3月20日適用

船舶	区間	通常料金	準住民割引運賃
高速船	川内港～甌島各港	4,070円	2,080円
	里港～長浜港	2,420円	1,200円
フェリー	串木野新港～甌島各港	2,800円	1,270円
	里港～長浜港	1,500円	570円

<お問い合わせ先>

薩摩川内市役所 経済シティセールス部経済政策課 TEL0996-23-5111（内線5746）

甌島振興局 地域振興課 TEL09969-2-0001

下甌支所 地域振興課 TEL09969-7-0311